



拝啓

盛夏の候、ますますご健勝のほどお喜び申し上げます。いつも格別なお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

事務所通信も第19号目となりました。お仕事の合間に御一読いただければ幸いです。夏風邪などお召しになりませぬよう、どうかご自愛ください。

敬具

～今回のテーマ「相続人の中に行方不明の人が！」～

長くこの仕事をしていると様々なケースに遭遇する事も多々出てくるのですが、最近お客様から立て続けに相談を受けた少し珍しいケースについて、今回はお話させていただきたいと思います。

それは「相続人行方不明の人がいる」というケースです。「不動産の名義変更をしたいが相続人の一人が行方不明」の場合、遺産分割協議に参加できない人がいると言う事で、不動産を含め、財産を分ける事ができなくなってしまいます。この場合以下の3つの方法があります。

- ① 行方不明の方の財産管理人を裁判所に選任してもらう方法
- ② 裁判所に失踪宣告をしてもらう方法。
- ③ 行方不明の方の戸籍や戸籍の附票をたどって生死と住所を確認して連絡をとる。

①は行方不明になっている方の財産管理人を選任し、裁判所の許可を得て遺産分割協議をしたり、不動産の売却等の手続きをする方法です。

②の失踪宣告とは、7年以上生死不明の場合、裁判所に申立てをする事で、法律上死亡したものとみなす効果を生じさせる制度の事です。この申立てが認められると行方不明者は「死亡した」ものとみなされるため、新たな相続が発生し、相続人が変わる事があります。

しかし、どちらの手続きも、「警察に捜索願を出すほどの行方不明」である必要があり、単に連絡先が判らないとか、音信不通であると言うだけの理由では、実は認められません。

「相続人行方不明の人がいる」場合の多くは、よく話を伺うと「住所も連絡先もわからない」「会った事がない人」であるケースがほとんどですので、このような場合は③を選択する事になります。

相続人の方から請求する事で、行方不明の相続人の方の戸籍や、住所が記載されている戸籍附票と呼ばれるものを取得する事ができますので、生死と現住所を確認し、会いに行くか、手紙などで連絡を取ることになります。(※当事務所に相続登記や相続に関係する裁判書提出書類作成を依頼される場合は、こちらで取得する事も可能です。)

ただしこの方法は、住所が判明したとしても宛先不明で出した手紙が戻ってきたり、無視されたりして結果的に手続きが不可能となる事があります。その後、警察に捜索願を出しても連絡がつかない場合は、①か②の方法をとることになります。

上記の様なケースは、相続の手続きをしないまま何年も経過し、その間に更なる相続が何度も起って、思わぬ相続人が出現した場合に多く見られます。相続手続きはなるべく早めにやりましょう。

(寺西 広)

村中先生に10の質問

- ① 好きな食べ物は？ 「鳥のから揚げです。」
- ② 嫌いな食べ物は？ 「牛乳、卵の黄身です。でも生クリームは好きです。」
- ③ 好きな映画は？ 「何も考えずに観られるアクション映画なんかが好きです。」
- ④ 好きな本は？ 「SF、ミステリー系が好きです。現実から離れた内容が好きです。」
- ⑤ 子供の頃のあだ名は？ 「『しゅうぼう』です。」
- ⑥ 無人島に唯一持っていくとしたら？ 「懐中電灯です。」
- ⑦ 司法書士になって一番驚いた事は？ 「業務範囲が広いことです。」
- ⑧ 司法書士になって一番嬉しかった事は？ 「お客様に『ありがとう』と言って頂いた時です。」
- ⑨ 10年後の自分は？ 「普通のお父さんになっていると思います。」
- ⑩ 最後の晩餐で何を食べたい？ 「母の作った鳥のから揚げです。」(回答者：村中 修二)





涼しい事務所でお待ちしております。

これまで、当事務所は猛暑にも負けず、扇風機と団扇、そしてアイスキャンデーだけで、夏を乗り切って参りました。

しかし、昨年連日事務所内が30度を超える日々が続き従業員が茹で上がり、お客様も頻繁にお見えになる事から、ついにエアコンの導入を決意致しました！

そして来る6月下旬、ついに当事務所にもエアコンを設置致しました。今後は、涼しい事務所でお客様をお待ちしておりますので、皆様どうぞお気軽にお立ち寄り下さい。（寺西 広）

＜法人の本店移転登記の注意点＞

今回は法人の本店移転の登記についてお話ししようと思います。

会社を運営していく上で、将来業務の都合等により本店を移転しなければならない事が出てくるかもしれません。会社の本店所在地は登記されていますので、別の場所に移転する場合には変更登記申請が必要です。

会社の本店移転をした場合、変更登記を申請する際に気をつけなければならない事があります。それは定款の変更を伴うかどうかです。

例えば、会社の定款に「当社は、本店を札幌市に置く。」と定めている会社が札幌市内で本店を移転するときには定款の変更は不要なのですが、これが札幌市外に移転するような場合には、定款の変更が必要となり、登記に必要な書類が異なってくるのです。

例えば「当社は、本店を札幌市〇〇区〇条〇丁目〇〇に置く。」というように、定款で具体的な所在場所まで定めている会社もございますが、この場合にも他の場所に移転する際には毎回定款の変更が必要となるため、様々な必要書類を用意する事になるのです。

では、実際に登記の手続きはどのようにするかというと、例えば、札幌市の中央区から北区へ移転するような場合には同一の法務局の管轄区域内での本店移転となりますので、札幌法務局へ申請する事となります。このときの登録免許税は金3万円です。

しかし、札幌から東京へ移転するなど、別の法務局の管轄区域へ移転するような場合には、旧本店所在地（札幌）、新本店所在地（東京）の二箇所へ登記を申請する事になります。

そして本店移転登記には、一つの法務局で金3万円の登録免許税がかかるため、この場合には登録免許税が合計で金6万円かかることになってしまいます。

このように、本店移転は、移転先や定款の規定などによって手続きに違いが出てきますので、本店を移転する際にはまずは定款の記載を確認し、一度ご相談いただく事をおすすめします。

（矢野 絢美）

編集後記

事務所通信も第19号。いつもお読みいただきまして有難うございます。ついに夏の到来ですね。カラッと晴れた夏らしい日々が続く事を願います！

北海道の夏は朝晩の気温差がありますので皆様どうぞご自愛ください。

【お問い合わせ】

札幌市北区北9条西4丁目7番地4エルムビル10階
寺西広司法書士事務所内、事務所通信発行係

電話011-700-2151

FAX011-700-2152

HP <http://office-teranishi.jp>